

石狩市監査委員公表第6号

監査結果に基づく措置通知事項の公表について

石狩市長から監査結果に基づく措置の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、その通知内容を別紙のとおり公表する。

令和5年12月25日

石狩市監査委員 及 川 浩 史

石狩市監査委員 伊 藤 一 治

通知内容の写しは、監査事務局（市役所）に備え置きますので、閲覧を希望される方は申し出てください。

監 査 区 分	監査対象部局	指 摘 事 項	措 置 内 容
令和5年度 定期監査（前期）	総務部 職員課	設計図書に記載がない単価が予定 価格として設定され、契約してい た。	再度契約マニュアルを課内で確認した。 また、指摘を受けた書類を常に確認可能な 場所に保管することとした。
令和5年度 定期監査（前期）	財政部 財政課	土地の貸付において、貸付料の算 定方法（月割、端数処理）に誤り があった。	誤った算定方法（「算出額に1円未満の端 数が生じたときはこれを切り捨てる」とす べきところ、「10円未満の端数を切り捨 て」ていた。）により、賃借人に不利益は 生じていないことから、貸付料の更正措置 は実施しないこととした。 また、課内において、石狩市財産管理規則 第25条（貸付料の月割計算等）及び普通財 産（土地・建物）貸付料算定基準第4（貸 付料の端数整理）に基づく適正な算定方法 について改めて確認するとともに、今後 は、算定方法に誤りがないかを複数人で確 認し、適正な事務処理を行うことを周知徹 底した。
令和5年度 定期監査（前期）	財政部 財政課	変更契約書において、変更後の金 額を明記していなかった。	借受人に連絡、同意を得たうえで、令和5 年8月4日付けで変更契約書の差し替えを 行うことを決定し、変更後の金額を明記し た適正な変更契約書を締結した。 また、課内において、変更契約書の締結に 当たっては、石狩市契約規則第38条第2号 に規定する契約金額の記載が必要であるこ とを改めて確認するとともに、今後は、契 約書の作成時に、同条各号で定める記載事 項に漏れがないかを複数人で確認し、適正 な事務処理を行うことを周知徹底した。
令和5年度 定期監査（前期）	環境市民部 環境課	設計図書において、誤った再計金 額を用いて設計金額を決定してい た。	設計図書の作成に当たっては、石狩市契約 規則及び契約マニュアルに基づき、適正な 事務処理を行うよう、課内で確認した。 今後は設計時に二重チェックを行い、計算 誤り等がないか確認することにより、再発 防止を図ることとした。
令和5年度 定期監査（前期）	環境市民部 ごみ・リサ イクル課	契約書で定めた月ごとの支払額 と、一部相違した額を支払ってい た。	課内で指摘事項の共有を行い、再発防止に 向けて、毎月の支払時に二重チェックを行 い、契約書に基づいた支出、請求金額に なっているか確認を行うこととした。
令和5年度 定期監査（前期）	環境市民部 ごみ・リサ イクル課	設計図書において、誤った再計金 額を用いて設計金額を決定してい た。	課内で指摘事項の共有を行い、再発防止に 向けて、各種設計時に二重チェックを行 い、計算誤り等がないか確認を実施するこ ととした。
令和5年度 定期監査（前期）	環境市民部 広聴・市民 生活課	補助事業の内容の変更に伴う交付 額の変更について、相手方からの 変更承認申請を受けずに決定して いた。	石狩市補助金等交付規則第15条の規則に基 づき、適正な事務手続きを行うことを課内 で確認した。 今後は補助事業の内容の変更に伴う交付額 の変更について、複数の職員で確認のうえ 適正な事務を執行することとした。
令和5年度 定期監査（前期）	環境市民部 広聴・市民 生活課	交付額の確定通知書及び補助金等 返還命令書に記載した金額が一部 誤っていた。	石狩市補助金等交付規則第18、23条の規則 に基づき、適正な事務手続きを行うことを 課内で確認した。 今後は交付額の変更等に伴う補助金等返還 について、複数の職員で確認のうえ適正な 事務を執行することとした。

令和5年度 定期監査（前期）	保健福祉部 高齢者支援 課	事業者から徴した参考見積書をそのまま設計図書とし、決定していた。	設計図書の作成については、契約マニュアル、契約事務簡易一覧表、石狩市契約規則及び石狩市事務決裁規程に基づき、設計図書の作成が必要となる当該金額及び専決権者を複数職員で確認し、適正な事務処理を行うよう課内で確認した。 また、事務室内に石狩市事務決裁規程第4条別表第1を掲示し、常に確認を怠らない体制を整備した。
令和5年度 定期監査（前期）	保健福祉部 高齢者支援 課	設計図書が決裁されていなかった。	設計図書の作成については、契約マニュアル、契約事務簡易一覧表、石狩市契約規則及び石狩市事務決裁規程に基づき、設計図書の作成が必要となる当該金額及び専決権者を複数職員で確認し、適正な事務処理を行うよう課内で確認した。 また、事務室内に石狩市事務決裁規程第4条別表第1を掲示し、常に確認を怠らない体制を整備した。
令和5年度 定期監査（前期）	保健福祉部 高齢者支援 課	設計図書に記載がない単価が予定価格として設定され、契約していた。	予定価格を設定する際には、契約マニュアル、契約事務簡易一覧表、石狩市契約規則及び石狩市事務決裁規程を確認し、複数職員で設計図書と予定価格調書を確認し、適正な事務処理を行うよう課内で確認した。
令和5年度 定期監査（前期）	保健福祉部 スポーツ健康課	契約書について、契約金額と区分して記載した消費税額が誤っていた。	契約書作成時に契約金額や記載内容を複数人で確認するとともに、契約書を取り交わす際には、契約相手方と双方で慎重に確認し合うなど、課内で再発防止のための認識の統一を図った。
令和5年度 定期監査（前期）	生涯学習部 公民館	参加料として収納した現金を直ちに指定金融機関等に払い込んでいなかった。	石狩市会計規則第19条第5項に基づき事務処理を適正に行うよう公民館担当内で確認した。 今後は参加料として収納した現金について、直ちに指定金融機関等に払い込むこととし、また収入原簿等を定期的にチェックすることとした。